

### 3. 責任ある経営体制の確立のための方策

#### (1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

弊行は、平成5年4月、バブル期の業務運営に対する反省を踏まえつつ、顧客重視を徹底し、社会の価値観の変化に対応した新たな企業文化を作り出すことを目的として、住友の伝統的な事業精神を時代の変化に沿って読み直し、弊行が今後めざしていく企業の姿を示すとともに業務活動の座標軸になるものとして、新たに次のような「経営理念」を明確化いたしました。

#### < 経営理念 >

住友銀行は、質の高い金融サービスの提供により、お客さまの信頼に応えるとともに、健全な業績の伸長を通じて広く内外社会の発展に貢献する。

このため、

第一に、信用と社会的責任を重んじ、健全な経営を行う

第二に、先進性、独自性、合理性を重視し、進取の経営を行う

第三に、お客様本位の経営を行う

第四に、人間尊重の精神に則り、自由闊達な行風を創る

第五に、高い見識と専門性を備えた、清廉な人材を育成する

経営理念の明確化以降、経営理念の行内への浸透・定着を促進するため、職員に対する啓蒙活動を継続的に幅広く実施すると同時に、経営理念の趣旨を踏まえた人事制度の見直し、業務方針・業績評価制度の見直し等を実施してきております。

このような経営理念を実現し、また平成10年4月の外為法改正、さらには同年6月の「金融システム改革法」の成立により本格的にスタートしたいいわゆる「日本版ビッグバン」に備えるためには、市場原理に基づく経営と同時に経営の自己責任の徹底が必要であります。しかし、このスタンダードは「常識」といった主観的なものではなく、法律や政省令等、誰の目にも客観的に明らかな社会的規範がスタンダードとしての重要性

を増してくるものと考えられます。例えば、銀行が預金以外のリスク商品も手掛けることによりお客さまが不測の損害を被ることのないよう、適切な説明を行う義務が新たに法令で課されています。

そこで弊行では、こうした社会的規範の遵守、すなわち「コンプライアンス」の徹底が、経営に不可欠なインフラであると考え、従来以上に力を注いでおります。まず、平成9年12月に「コンプライアンス・ハンドブック」と題する小冊子を全役職員に配布いたしました。これは、銀行の役職員として、業務に際し遵守すべき法令にはどのようなものがあるかといったことや、それらの法令の趣旨、違反した場合に招来されるであろう結果等を、平易に解説したものです。また、昨年4月以降、役員をはじめ、支店長等の管理職から新入社員にいたるまで、役職に応じた内容で、コンプライアンスに関する研修を順次実施しています。

さらに平成10年7月には、コンプライアンス体制を組織的に整備すべく、総務部法務室を拡充して法務部とし、部内にコンプライアンス・チームを発足させました。今後は法務部を核に、法令遵守体制を一段と強化してまいります。具体的には、役職員向けの行為規範の制定やコンプライアンス研修の継続実施、本店各部や支店へのコンプライアンス・オフィサー等の設置を行ったほか、本年2月、経営理念に沿った形で役職員の行動規範や内部ルールを具体化し、企業行動を選択するうえで必要な管理手順を併せてとりまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定いたしました。また、平成11年度より独立した監査セクションによる本部業務監査制度を導入する予定であり、各部門による自律的法令遵守と独立監査部署による事後チェックというコンプライアンス体制を整備する予定であります。

このほか、倫理規定につきましては、従来より職員の心得等について記載した小冊子を作成し、職員一人一人に配布するとともに、研修等の場を通じてその趣旨徹底を図ってまいりましたが、昨年3月には、職員の倫理に関する意識を一層高めるため、この小冊子を全面改定し、倫理に関する基本的考え方とともに、禁止行為、注意すべき行為等に関する具体的な説明を記載した「住友銀行倫理綱領」として職員に配布いたしました。

暴力団、総会屋などの反社会的勢力に対しましては、従来通り断固として対決することを弊行の方針とし、各支店の副支店長を暴力団対策責任者に任命し、暴力団取引に関する内部管理体制を整えておりますほか、各種研修等を通じ職員への徹底を図っております。また、債権回収の過程等において、反社会的勢力が不当に介入してきた場合には、各営業部署と所管審査部、総務部が連絡を密にとりつつ、正姿勢で対応する体制としております。

## (2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制

弊行は、従来より銀行の負う社会的責任と公共的使命を常に強く認識し、健全な業務運営の確保のために、以下のような経営体制の整備に努めております。

具体的にはまず、経営レベルの監視機能の強化策といたしまして、平成 5 年度に社外取締役および社外監査役が就任いたしております。現在の社外取締役数、社外監査役数は、それぞれ 2 名、3 名となっております。

次に、弊行では、頭取が主宰する「経営会議」が経営上の全行的方針及び基本的計画を討議・決定する決議機関となっておりますが、頭取は取締役のなかより「経営会議を構成する役員」(以下、経営会議役員<昨年 12 月末現在 11 名>)を指名し、経営会議役員が分担して本店各部を所管する体制としております。経営会議役員は、各自の担当する部署(図表 9)の行務について責任を有するとともに、所管する事項のうち、重要なもの、異例なものについては経営会議に諮ることとしております。

とりわけ信用リスク管理につきましては、バブル期における与信管理体制が十分に機能せず現在の不良債権問題に繋がったという反省に立って、経営の最重要課題の一つとして、牽制機能を十分に確保できる体制へと整備いたしております。具体的には、与信の健全性の確保を狙いとしてポートフォリオ管理等を行う融資企画部、与信監査を実施する与信監査部を設置し、これらの部署を担当する経営会議役員は業務・審査部門の担当を兼ねないこととすることにより、経営レベルでの牽制機能が十分に確保できる体制といたしております。このほか、検査部や市場管理部等の業務監視機能を有する部署を

担当する経営会議役員と、その監視対象業務を行う部署を担当する経営会議役員とを分離することにより、経営会議のチェック・アンド・バランス機能の確保を図っております。

さらに、定例的かつ重要な諸事項を検討するために、各種会議・委員会を設置し、当該業務を所管する部署のみで重要事項が決定されることのない体制を構築しております（図表8）。

今後につきましても、業務執行役員制度導入の検討や取締役会の機能強化など継続的にコーポレート・ガバナンス機能の強化を図り、責任ある経営体制の構築に努めてまいります。

（図表8）

（図表9）

### (3) 自主的・積極的なディスクロージャー

弊行は、業務の自由化が進むなかでグローバル・スタンダードに立脚した公正なルールの下、自己責任原則に基づいた透明度の高い経営を行うことにより、「**信頼度ナンバーワンの一流の国際的金融サービス機関**」としての地位を確立することを経営目標としており、財務内容、経営方針、業務戦略等のディスクロージャーの充実は、そのための前提条件と認識しております。とりわけ、不良債権の実態が不透明であることが、現下の金融危機の背景になっていることに鑑み、不良債権の実態の開示拡充が喫緊の課題であると考えております。また、有限の経営資源を戦略度の高い分野に投入し、差別化を図り、収益力を強化し、財務内容、業務戦略等の経営情報を積極的かつ自主的に開示することにより、弊行に対する社会の信頼性を高めることも重要な課題と認識しております。弊行といたしましては、これらの課題を実現するため最大限の努力をしまいる方針であります。そして、このような努力は結果として金融界全体に対する信認の回復に

繋がるものと考えております。

具体的には、不良債権の実態の開示につきまして、平成 9 年度に従来の「破綻先債権額」、「延滞債権額」に加えて「3 カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」のカテゴリーを新たに設け、これら「リスク管理債権」を参考情報として開示することにより、従来対比大幅に開示対象を拡大いたしました。平成 11 年 3 月期には、昨年公布された金融再生法施行規則および銀行法施行規則に基づき、自己査定結果に基づいた資産内容を開示（新開示基準）し、また新たに連結ベースでの「リスク管理債権」を開示する予定であります。

自己査定結果に基づく資産内容の開示に際しては、不良債権の実態をより分かり易くするために、開示方法についても独自の工夫を凝らしたものにしたいと考えています。具体的には、開示区分毎の総与信額と担保等保全状況、担保等による保全が不十分な不良債権に対する個別引当金の引当率の状況等の定量情報を中心に説明を加えると同時に、不良債権処理に関する基本方針といった定性的な補足情報も充実させていきたいと考えています。

連結ベースでの「リスク管理債権」の新規開示につきましては、10 年度末より、新たに実質支配力基準が導入され連結対象範囲が広がることもあり、子会社を含めた開示内容の充実を図る所存であります。

業務グループ別の戦略につきましては、弊行は経営資源を集中的に投入する分野を明確にし、独自性を発揮し、お客さまから選ばれる一流の金融機関として一段の経営体質の強化を図ってまいりたい方針です。このため、できるだけ早期に、各業務グループ別の連結ベースの業務方針、収益性等を開示する方向で検討していきたいと考えています。

#### (4) 従来の経営責任についての考え方

今日の不良債権問題の根源は、過剰流動性が発生したバブル期において大企業の銀行離れが進む中で、収益性の高い中小企業向け融資において土地価格の上昇に期待した不動産担保重視の融資姿勢に偏った結果、不動産担保貸出へのリスクが集中したことにあ

ると考えます。

弊行といたしましては、早期健全化法に基づく優先株式の引受申請に当たりまして、かかる状況にいたりました事態を重く受けとめ、金融システムに対する信認の回復、そして、信用収縮を解消し企業の経済活動活性化に協力するため、弊行に課された社会的・公共的使命を果たすべく、全力を上げてまいり所存であります。

とくに、信用リスク管理の高度化が経営の最重要課題の一つと認識し、企業格付制度の導入や信用リスク計量化を進めるとともに、業種別の与信ポートフォリオ管理による集中リスクを回避できる体制を整備し、与信管理における牽制機能を十分確保するなど、リスク管理の一層の高度化に努めております。

#### (5) その他

弊行は、頭取、会長の経験者に、退任後も引続き相談役として、経営には一切携わらないものの、対外的な活動および親密取引先の社外取締役等の役職就任を依頼してきておりますが、今後は相談役制度に定年制を導入し、運営ルールを明確化いたします。すなわち、今後、相談役就任を依頼する場合には、任期を原則1期2年、かつ、72歳を越えない、とすることといたします。

これに伴い、現在3名の相談役は本年6月までに退任し、対外的な活動との関係もあり特別顧問(非常勤)の称号を賦与することといたします。なお、特別顧問(非常勤)には、銀行として専用車、専任秘書、個室の提供は行いません。

## 4．配当等により利益の流出が行われなかったための方策等

### (1) 資本注入前の資本政策

#### イ．基本的考え方

弊行は、B I S 自己資本比率規制の導入に伴い昭和 60 年から平成 2 年にかけて、主として時価発行増資による積極的な自己資本増強を行った結果、発行済株式総数は同規模の他行対比相対的に多くなっていたことから、T I E R 資本の調達方法の多様化を課題としておりました。

そこでまず、平成 8 年、優先株式の発行枠を設定することとし、定款において 5 億株の発行枠を確保いたしました。また、同年、強制転換権付永久劣後債を 1,000 億円発行いたしました。

平成 6 年度、9 年度と不良債権処理による 2 度の赤字決算により自己資本を大幅に毀損する事態となりましたので、その後の T I E R 資本の調達に当たっては、原則として株式の希薄化を招くような調達方法をとらない方針とし、昨年 2 月には米国において弊行海外子会社による 18 億ドルの優先出資証券を発行いたしました。

T I E R 資本につきましては、生命保険各社からの劣後ローンに頼る状態から脱却するため、販売対象となる投資家を多様化しつつ永久劣後債、期限付劣後債を機動的に発行することを狙いとして、平成 7 年にユーロ M T N プログラム、平成 9 年に国内 M T N プログラムを各々設定いたしました。両 M T N プログラムによる T I E R 資本調達額は、現在約 2,500 億円であります。

また、昨年 3 月には公的資金 1,000 億円を受け永久劣後債を発行いたしました。さらには、今回の公的資金の受入申請に先立ち、自助努力の観点から S P V 優先出資証券による T I E R 調達を 3,400 億円実施することを決定し、弊行の大口株主、機関投資家を中心に引受けていただいたところであります。

#### ロ．発行済株式の資本組入額、株式の併合、消却等を行わない場合、その理由

弊行の発行済株式総数は 31 億 4,106 万株、資本組入額は 5,023 億円であります。従

来は、自己資本の充実と安定配当を最優先としておりましたので、利益による消却等は行っておりません。

## 八．配当、役員報酬・賞与についての考え方

従来、配当方針につきましては、銀行業という性格から安定配当を基本方針とし、平成 6 年度および平成 9 年度の赤字決算の際にも、剰余金残高を考慮して、配当を維持してまいりました。しかしながら、本年度は 2 期連続赤字決算という厳しい経営実態に加え、公的資金による資本増強という環境の変化もあり、社外流出の抑制という観点から、年間配当を 6 円に減配（ 2.5 円）することといたしました。

役員賞与につきましては、平成 5 年 6 月以降、すでに 6 期連続で不支給といたしておりますが、本年度も 2 期連続の赤字決算ということに鑑み、引続き不支給とする方針であります。

役員報酬につきましては、不良債権処理額の増大に徴し責任を示す意味もあり平成 10 年 4 月より一部支給額のカットを行いましたが、今回の公的資金受入を申請する方針を固めた昨年 12 月以降、支給額の一部の追加的カットを実施しております。

## (2) 資本注入後の資本政策

### イ．基本的考え方

本申請により公的資金による自己資本の充実が図られた後は以下のような基本方針をとってまいります。

まず、今後は、利益の積上げによって T I E R 資本となる剰余金を蓄積していくことを第一義的方针といたします。劣後債を中心とした T I E R 資本は、規制上必要とされ、また、グローバルに業務展開していくうえで現状不可欠なものであるため、当面はリファイナンスを行ってまいります。徐々にその依存度を低くしていくことを目指してまいります。

リファイナンスにつきましては、特に生命保険各社から平成 3～4 年に借入れた期限

付劣後ローン約 6,000 億円が平成 13～14 年に満期を迎えることをはじめ、今後従来のファイナンスの返済期日が順次到来する予定でありますので、国内海外を問わず投資家を幅広く開拓していく必要があると認識しております。

従いまして、弊社としましては、ディスクロージャー、IR活動をより一層充実する必要があると考えております。IR活動はすでに経営の最注力課題の一つとして位置づけており、コーポレート・ガバナンスの観点から投資家との対話とその経営への反映を重視してまいり所存であります。さらに、今後、リファイナンスをスムーズに進めるため、あるいは、我が国の企業間における株式持合いが解消していく中で受け皿を確保し、株価を維持していくために、弊社の経営方針を十分理解し支持して頂く投資家を 1 人でも多く全世界に求めていくことは今後一段と重要な経営課題になると考えております。

#### ロ．配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当方針等につきましては、今後は以下の考え方に基づき具体的に検討を行ってまいります。

従来は、銀行業という性格から安定配当を軸に配当政策を考えてまいりましたが、今後は業績回復を早期に達成し、自己資本の充実に一応の目処をつけた上で、グローバル・スタンダードに基づく株主重視の考え方に則った配当方針へとシフトしてまいります。

具体的には、弊社が適正な収益水準（具体的には、税引後当期利益 1,000 億円程度が目標）を安定的に維持出来る場合において、各年度の配当額を配当性向 20%から 30%程度の範囲で決定してまいりたいと考えております。

併せて、役員賞与につきましても配当方針の考え方と同様に業績回復状況や内部留保の状況、中期的な業務展望等を勘案して、都度支給額を決定してまいりたいと考えております。

なお役員報酬につきましては、会社の業績回復状況に応じて適宜見直しを行ってまいります。基本的には、役員の業績貢献度を反映した配分を検討してまいります。また株主重視の経営という観点から、役員および上級経営管理職層の企業価値の向上に対す

る意識をより一層高めるため平成 10 年 6 月よりストックオプション制度の導入を行っておりますが、今後は従業員の長期業績向上へのインセンティブの一環として支給対象範囲の拡充を検討してまいりたいと考えております。

## 5．資金の貸付その他の信用供与の円滑化のための方策

### [平成10年9月期]

平成10年9月期の国内店円貸金（国内円＋ユーロ円インパクトローン）残高は、貸金償却や債権流動化といった特殊要因を除くベースで4,587億円の増加となりました。これは、景気停滞が長期化するなかで企業の資金ニーズが減退しているものの、金融機能円滑化への配慮として、中堅・中小企業、個人向け貸出を増加させたことに加え、大企業に対しても社債償還資金等の資金需要に応じるなど、前向きな努力を行った結果であります。貸出金の推移、不良債権処理等特殊要因の推移につきましては図表10の通りであります。

### [平成10年度下期]

今年度下期につきましては、資金調達面での制約が懸念されることもあり、直接金融市場での資金調達が可能な大企業を中心に2,000億円の残高減少が見込まれる一方、中小企業向け貸出を2,000億円、個人向け貸出を住宅ローンを中心に500億円、各々増加させることにより、国内貸金全体で500億円の増加を見込んでおります。この結果、年間の貸出金増加額は約5,000億円強、うち中堅・中小企業向け、および個人向けローンが合計で約4,800億円の増加となる見込みであります。

### [平成11年度以降]

11年度以降につきましても、直接金融へのシフトが見込まれる大企業向けの貸金が減少する一方、優良中堅・中小企業向け貸金、個人ローンを増加させてまいります。すなわち、11年度は特殊要因を除くベースで、大企業向け貸出が3,500億円減少、中堅・中小企業、個人向け貸出が合算で5,500億円増加、全体で2,000億円の増加計画といたしております。

### [円滑な資金供給のための方策]

弊行といたしましては、貸出資産の健全性維持という観点から企業の業績動向、資金使途等については、これまで同様の厳格な審査をしておりますが、健全な事業を営む融資先に対しては、円滑な資金供給を行うため具体的には以下のような方策をとってお

ります。

まず、「金融取引安定化特別保証制度」を利用した中小企業、個人事業者への融資を積極的に推進しております。同制度につきましては、平成 10 年 10 月 1 日付で国内全支店に対して取扱要領を通達するとともに、融資担当者等に対する種々の行内打合会や研修等におきまして、同制度を利用した中小企業等の資金繰り支援を徹底し、本部管理部門より取組実績や推進状況等を定期的に聴取する体制をとっております。なお、同制度を利用した旧債振替につきましては、中小企業の資金繰り安定化という制度の趣旨に則り、原則として禁止することといたしております。

また、とくに昨年の年末金融への対応といたしましては、通産省中小企業庁長官よりの「年末の中小企業者に対する金融の円滑化について」の要請文を国内全支店に伝達するとともにその趣旨を徹底し、企業の年末資金需要に備えることといたしました。その結果、国内貸出金は特殊要因を除くベースで約 8,000 億円の増加となりました。

なお、中堅企業につきましては、公的制度による支援も限られることから信用収縮等に伴う影響は深刻であります。弊行といたしましては、中小企業に加えて中堅企業向け貸金の増強にも対応していく計画であります。

( 図表 10 )

## 6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することが出来る財源を確保する方策

### (1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

弊行では、中期経営計画「Challenge 21 計画」の中でも掲げている通り、自己資本比率 10%、T I E R 比率 6%以上を中期的な経営目標としております。即ち、業務上必要なリスクアセットが 40 兆円とすれば、経営の安定性確保を前提とした適正資本の確保という観点から、自己資本 4 兆円、T I E R 残高 2 兆 4,000 億円程度の水準を確保すべきということであります。無論、この場合でも今後の経済環境変化及び業務戦略の展開次第では、リスクアセット 40 兆円を上回るケースも想定可能であり、経営の柔軟性を確保する意味ではプラス 5% ~ 10% 程度の余裕は持つておく必要があると考えております。

したがいまして、弊行の収益計画策定に際しましては、自己資本の T I E R 残高が 2 兆 6,000 億円を超えた時点から返済できるという意味で、平成 14 年度以降において利益による消却が可能となります。

### (2) 収益見通し

#### イ. 今後 5 年間の収益計画とその主要前提条件が変化した場合の変動見通し

今後の収益計画については、景気情勢及び金利動向如何で大きな影響を受ける可能性があります。特に経済成長率、株価、金利、地価等の動向によっては、今後種々のシナリオが描けると思いますが、計画策定においては、経済環境の変化に応じて、貸金利鞘の適正化の進捗、および、資金調達コスト、貸金償却・引当コストの変動等を勘案しております。

経費の圧縮につきましては、環境変化にかかわらず業務の再編・再配置を通じて弊行が独自に実行すべきものと判断しており、敢えてシナリオによる差異は織り込んでおりません。

それ以外の要因を含め、楽観シナリオ、悲観シナリオを以下の通り設定しております。

## [楽観シナリオ]

楽観シナリオにおきましては、政府の金融安定化政策、景気対策等が功を奏し、実体経済が基準シナリオ以上に順調に回復することを前提としております。この前提の下では、景気回復による企業業績の回復、地価の底入れにより貸金償却・引当コストが12年度以降基準シナリオ対比毎期100～200億円程度減少するものと見ております。

また、企業業績の回復、資金需要の高まりにより貸金利鞘の適正化が一段と進展するとともに、金融システム不安が解消に向かうことによる外貨資金の調達コストの低下を見込んでおります。一方で、景気回復に伴う短期円金利の上昇が想定され、円トレジャリー収益の若干の縮小が見込まれます。

これらの増減益要因を織り込みますと、経常利益段階で基準シナリオ対比200～450億円の増益を見込んでおります。

## [悲観シナリオ]

悲観シナリオにおきましては、デフレスパイラルの進行、米国経済の失速等により、実体経済が基準シナリオ対比悪化することを前提としております。この前提の下では、景気悪化に伴う企業業績の低迷、地価の一段の下落により、11～13年度の貸金償却・引当コストが基準シナリオ対比毎期200～400億円程度増加するものと見ております。

また、企業業績の悪化、資金需要の低迷により貸金利鞘の適正化が遅延するとともに、金融システム不安が解消せず外貨資金の調達コストが上昇するものと見込まれます。一方で、景気悪化に伴い短期円金利の底這い状況が続くものと想定され、円トレジャリー収益の若干の拡大が見込まれます。

これらの増減益要因を織り込みますと、経常利益段階で基準シナリオ比 250～600 億円の減益が見込まれます。

(図表 11)

## ロ．リスク調整後の部門別収益率の見通し

貸金償却・引当後損益、同収益率（RORA = Return on Risk Assets）の見通しを国内店、海外店別に示しますと以下の通りであります。

< 償却・引当後部門別収益・収益率動向 >

(億 円)

	11/3月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
支店業務G(注)	1,320	1,780	2,130	2,400	2,520
企業金融G	510	580	620	630	640
経費差引後損益	1,830	2,360	2,750	3,030	3,160
貸金償却・引当	10,100	1,140	1,050	950	950
国内店	8,270	1,220	1,700	2,080	2,210
リスクアセット	230,000	230,500	231,500	232,500	234,000
R O R A	-	0.53%	0.73%	0.89%	0.94%
経費差引後損益	130	60	100	130	150
貸金償却・引当	400	60	50	50	50
海外店	270	0	50	80	100
リスクアセット	66,000	50,000	50,000	50,000	50,000
R O R A	-	0.00%	0.10%	0.16%	0.20%
業務純益	3,900	3,100	3,300	3,500	3,600
貸金償却・引当	10,500	1,200	1,100	1,000	1,000
償却・引当後損益	6,600	1,900	2,200	2,500	2,600
リスクアセット	415,000	395,000	392,000	389,000	385,000
R O R A	-	0.48%	0.56%	0.64%	0.68%

(注) 平成 11 年 2 月、支店業務 G を、個人業務 G と法人業務 G に分割いたしました。

10年度につきましては、国内店、海外店とも多額の貸金償却・引当を実施するため、償却・引当後損益は大幅な赤字となる見込みであります。

11年度以降は、国内店については貸出増加、貸金利鞘の改善、個人業務の本格化による運用商品販売手数料の増加、支店の統廃合等経費の圧縮を図ることにより収益力を高める一方、償却・引当コストを抑制することにより収益性の改善を図ってまいります。

海外店については、11年度も外貨繰り、資産効率を考え資産圧縮を強力に進めるため粗利の大幅減益が避けられないことに加え、アジア経済の復調には時間を要するものと見込まれるため、11年度の償却・引当後損益をゼロとしております。

12年度以降は、11年度に大きく削減したリスクアセットの水準を横這いに抑える一方、貸金利鞘の改善、手数料の増強等に努めるとともに、業務・事務の集約化、効率化等の組織変更による効果を上げることによって、徐々に収益性を回復させていく計画であります。

## 7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

### (1) 各種リスク管理の状況

#### リスク管理の基本方針

直接金融へのシフトや預金金利の自由化の進展により、伝統的な業務での収益性が頭打ちとなるなか、今後の銀行経営は、収益力強化のために適正なレベルでのリスクテイクが必要であります。一方で、バブルの崩壊以後の信用リスクの顕在化や、デリバティブ取引の増加に伴う市場リスクの拡大等、銀行経営上のリスクは質・量とも増大しており、従来以上にリスクを十分に分析・把握し、適切にコントロールすることが不可欠となっております。

このため、弊行ではリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、経営体力対比適正なレベルにリスクをコントロールしたうえで、収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスの取れた経営を行っております。

具体的には、管理すべきリスク（下記一覧表）ごとに原則として業務執行部署から独

#### < 弊行の管理するリスクの種類とその内容 >

信用リスク	与信先の財務状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスク
カントリーリスク	海外向け与信において、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等の変化により、損害を被るリスク
金利リスク	金利変動に伴うリスクで、資産と負債の金利改定時期や金利改定幅が異なることにより収益の低下ないし損失が発生するリスク
マーケットリスク	為替相場や株式相場等の市場動向の変化によって銀行の資産や負債の価値に変動が生じるリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出等により、流動性資金が不足し支払い不能もしくは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク
オペレーショナルリスク	事務上のミス、不正事件等により、銀行が損害を被るリスク
EDPリスク	EDPシステムのトラブル・損壊、不正利用等により、銀行が損害を被るリスク
法務リスク	法令遵守違反の行為等により、銀行が損害を被るリスク
レピュテーションリスク	マーケットや顧客の間における銀行の評判が悪化することにより、銀行が損害を被るリスク

立したリスク管理担当部署を設置し、各リスク管理担当部署が、リスクを定量的に測定・把握し、リスク管理の基本方針、管理手法、保有するリスクの上限等を決定したうえで、分散やヘッジといった手法を駆使することにより、有効に各種リスクを管理する体制としております。また、リスク管理に関する手続規定の整備にも努めております（図表 12）。さらに、将来的には、資本の最適配分を念頭に置いた「統合リスクマネジメント体制」の構築を図ってまいる方針です。

### 各種リスク管理の状況

各種リスク管理の状況は図表 12 の通りであります。

図表 12 に加えまして、信用リスクについては与信監査部が、金利リスク、マーケットリスク、流動性リスクについては検査部市場監査室が、オペレーショナルリスクについては検査部が、EDPリスクについては検査部システム監査室が、法務リスクについては総務部および検査部が、各々事後監査を行う体制としております。これらの事後監査担当部署は、いずれも業務から独立したリスク管理部署と位置づけ、担当役員を独立させることによって十分な牽制機能を確保しております。

（図表 12）

### （2）資産運用に係る決裁権限の状況

弊行の与信に係る決裁権限は以下の通りであります。

個別の与信案件の審査につきましては、まず原則として、当該案件の属するマーケットに精通した各業務グループの審査担当部に審査を委ね、担当部の決裁権限を超える案件については、当該部署の担当役員が決裁することとし、さらに、一定金額を超える大口案件については、当該業務グループから独立した他の役員の決裁（共議）が必要な体制をとっております。このような体制を取ることで、特定企業に対して体

力比過大な与信供与を行い、その結果当該企業の業績が悪化し金融機関としても巨額の損失を被るといった事態を回避いたしております。

なお、比較的小口の案件につきましては、顧客要望に迅速に対応するために、個人の能力、経験及び各店毎の顧客マーケットに応じて定められた権限の範囲内で、営業店の支店長に与信取引決裁の権限を付与しております。

また、各業務グループから独立した信用リスク管理セクションである融資企画部、与信監査部および米州監査部が、ポートフォリオ管理、与信監査機能等を果たすことによって、与信業務のチェックとバランスの維持を図り、かつ与信取引の権限・審査・監督に関する体系・規定の策定を融資企画部の専管事項とすることにより、適切な信用リスクマネジメントが行われるよう牽制機能を確保いたしております。

### (3) 行内企業格付、ローングレーディングによる管理の状況

#### 行内企業格付による管理

与信取引を行う際には、第一に与信先の経営内容を、次いで財務内容や事業内容、およびキャッシュフローの状況や与信に関する回収・保全の状況を重視して審議を行っています。これらを正確に判断して、顧客企業の経営向上につながるようアドバイスさせていただくことが銀行という金融仲介機関の果たすべき役割であると考えております。

行内企業格付制度は、このような考え方を基本として、信用リスクに関する企業内容を段階的に表現したものでありますが、企業格付だけで取引関係が決まるものではありません。取引内容については長期的な視点で顧客との関係を勘案し、総合的に検討を行っています。

弊行では平成 8 年度より行内企業格付制度を導入し、現在事業法人あて与信の 9 割程度をカバーする体制となっております。ちなみに、行内企業格付は、企業の財務データに基づいてコンピュータによる自動判定を行う一次格付と、企業の経営面・事業面等の定性的な要因も勘案のうえ総合的な評価を行う二次格付とに分かれています。

< 行内企業格付の体系 >

符 合	定 義
A	総合的に判断して債務履行の確実性は最高の水準にある
B +	債務履行の確実性は極めて高く、とかくの懸念なし
B	債務履行の確実性は高い。もっとも景気動向、業界環境等が変化すればその影響をうける可能性はある
B -	債務履行の確実性は認められるが、景気動向、業界環境等の悪化に伴いその確実性が低下する可能性がある
C	債務履行の確実性は先行き十分とは言えず、業況推移に注意を要する
C -	債務履行の確実性に不安な要素があり、将来債務不履行に陥る可能性がある。業況推移に常時注意を要する
D	現在においても信用状態に問題があり、倒産、債務不履行となる懸念がある
E	信用状態不芳で、倒産、債務不履行の状態ないしそれに近い状態に陥っているか、社会的に問題がある企業

平成 9 年度から実施しております自己査定制度においても、対象先の抽出や査定基準の一部に行内企業格付を活用しております。

与信ポートフォリオ管理や計量化を進めていく上でも、行内企業格付は重要な指標の一つでありますので、金融機関としての信用リスク管理を極めて効果的に行う為にも質的な面で更に精度を高めてまいりたいと考えております。

例えば、金融機関としての健全な経営体質を維持向上させていくためには、日常の与信業務運営において個々の企業の信用リスクに応じた適正なプライシングによる業務運営が不可欠であります。これを実務面に反映させていくために、新たな収益効率の管理指標として、信用リスク調整後の資産収益率 = R A R O A (Risk Adjusted Return on Assets) を平成 9 年度下期に導入いたしました。この指標は、信用リスクの計量化によって見積もられた引当コストを表面上の収益から差し引いた「引当後収益に対する資産効率」を示すものであり、個別与信の審議にあたって、単に表面上の収益性だけでなく、リスクに対するリターンの視点からもその妥当性を検討していくための指標であります。そういった R A R O A における信用リスクコストの計算過程においても、格付別のデフォルト率が使われるなど行内企業格付制度は弊行の信用リスク管理、業務運営において

極めて重要な役割を果たしています。

#### < R A R O A の定義式 >

$$R A R O A = ( \text{粗利益} - \text{信用リスク量} - \text{経費} ) / \text{与信残高}$$

ただし、

$$\text{信用リスク量} = \text{与信残高} \times \text{格付別デフォルト率} \times ( 1 - \text{回収率} )$$

#### ローングレーディングによる管理

金融ビッグバンの進展、長引く不況等金融機関の経営環境が厳しさを増すなかでは、経営体質の強化が喫緊の課題であります。

弊行では従来以上に信用リスクを精緻に把握し、与信ポートフォリオの内容改善を中心とする体質強化を図るために、国内与信取引においても本格的な与信格付制度（ローングレーディング）を活用し、今後の信用リスク管理の基軸に据えていく方針であります。

すでに米国および欧州においては、この与信格付制度を導入しておりますが、今般、国内においても平成 11 年 2 月以降順次導入し、先ず平成 11 年度上期中に与信額 1 億円以上の主要先、次いでそれ以外については平成 11 年度中に付与を終える計画であります。

金融機関の貸出金は同一企業に対するものであっても、その貸出金の件別ごとに与信条件（即ち信用リスクの程度）が異なっているのが通例であり、このため行内企業格付によっても、件別ごとに内包している信用リスクの大きさを正確に把握できるとは必ずしも言えません。

与信格付制度（ローングレーディング）はこの点に鑑み、貸出件別ごとにその条件を勘案しつつ格付を行うことによって、与信ポートフォリオの一層精緻な把握・管理と、審議・審査の標準化によるスピードアップを目指すものです。具体的には、行内企業格付に加え、保証の有無等、与信期間の長短、担保の有無や種類、その他資金

使途等といった件別ごとの条件を勘案していくことで、累積的に与信格付を算出してまいります。

また、与信格付制度の導入により、実質的に信用リスクの大きい件別のモニタリングと審査の集中を通じて信用リスクのさらなる管理強化が可能となります。さらに、格付の低い件別を抽出し査定するといった形で自己査定との連携を図ることにより、財務の健全性確保のため、償却・引当をよりの確かつ精緻に行う体制が整備されることとなります。

#### (4) 資産内容

##### イ．金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容

早期健全化法第3条第2項の措置後の財務内容、および、引当方針等は図表13の通りであります。

平成11年3月末より、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権（以下、「破産更生等債権」）、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」に4区分して、各債権額を開示いたします。各開示債権の定義は以下の通りです。

「破産更生等債権」：破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。以下に詳述する部分償却を行う場合には、回収不能額を控除した残額となる。自己査定における破綻先及び実質破綻先債務者に対する債権に相当する。

「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（与信総額）。自己査定における破綻懸念先債務者に対する債権に相当する。

「**要管理債権**」：3か月以上延滞債権（注1）及び貸出条件緩和債権（注2）

（注1）3か月以上延滞債権：元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生等債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く）

（注2）貸出条件緩和債権：経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改訂等を行った貸出債権（「破産更生等債権」、「危険債権」及び「3か月以上延滞債権」を除く）

「**正常債権**」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3区分に該当しない債権。

次に、平成11年3月末における各開示債権の見込額及び引当方針について説明いたします。

「**破産更生等債権**」の額として2,300億円を見込んでおります。これは自己査定において破綻先及び実質破綻先として債務者区分された債務者に対する債権額ですが、これらの債権総額から、回収不能額（分類額）を直接償却した残額、換言すれば、担保・保証等により保全されている回収可能額に相当します。なお、平成10年9月期までは、この回収不能額に対する処理方法として、税法基準で無税償却適状となっていない債権については直接償却ではなく、回収不能額に対する評価性引当金として個別貸倒引当金を計上する方法を採用しておりましたが、平成11年3月期からは、税法基準で無税償却適状となっていないものについても財務会計上全て直接償却をする方法（部分償却）に変更する予定であり、本計数もそれを前提としております。この部分償却の額を3,700億円と見込んでおります。

「**危険債権**」の額として、1兆4,700億円を見込んでおります。この「危険債権」に対しては、自己査定によって回収可能額（非・分類額）と査定された額を控除した残額（分類額）に対して、債務者の支払能力を総合的に判断して、必要額を個別貸倒引当金として引当てます。この分類額に対する引当率を、平成11年3月期は平成10年9月期の平均6割の水準から70%以上の水準に引上げる方針です。平均引当率6割の水

準自体は、平常時であれば破綻懸念先に対する引当率として十分な水準と判断しておりますが、最近の企業業績の悪化、デフレの持続等を背景に、当面、貸倒損失リスクが高止まる可能性が大きいことを勘案し、暫時引上げを行うことといたしました。この引当率については、今後とも継続的に見直しを加え、その時々における将来の予想損失額を十分にカバーする水準を維持すべく努める所存であります。

「**要管理債権**」の額として、3,000 億円を見込んでおります。このカテゴリーに入る債権は、自己査定における要注意先債権の一部であり、返済履行状況及び貸出条件について、3か月以上延滞若しくは条件緩和といった外形的事実がすでに発生している債権です。これらの債権は、現状は破綻懸念先に該当する程の貸倒リスクはありませんが、経験則的にみて、将来、破綻懸念先若しくは実質破綻先・破綻先に劣化していく可能性が相対的に高い債権といえます。したがって、このカテゴリーに含まれる債権に対しては、予防的な観点から保守的な引当を行う方針です。

具体的には、過去の貸倒実績率及び対象債権の平均残存期間等を勘案し、15%以上の引当率を適用する予定です。なお、引当対象債権については、この「**要管理債権**」は貸出金件別単位で集計された債権であるため、実際の引当の際には、債務者ベースでの債権額、すなわち、債務者単位でみて当該債務者の債権の全部又は一部が「**要管理債権**」である債務者（**要管理債務者**）宛債権総額を引当対象とする方法を採用する予定です。

最後に「**正常債権**」の額としては、38兆5,000億円を見込んでおります。「**正常債権**」には、期末時点で弊行が保有する貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金及び支払承諾の合計額のうち、上述の「**破産更生等債権**」、「**危険債権**」及び「**要管理債権**」に該当しない債権が含まれることとなります。従って、「**正常債権**」は、自己査定における要注意先債権のうち「**要管理債権**」に該当しないものと、正常先債権に相当するものであり、相対的に貸倒リスクが小さい債権といえます。

この「**正常債権**」に対する引当については、自己査定の**要注意先債権**と**正常先債権**に区分して、それぞれ過去の貸倒実績率に基づいて将来の予想損失額を引当てます。**要注意先債権**については、「**要管理債権**」と合算で引当を行う**要管理債務者宛債権**を除いて、

貸倒リスクの高低に応じて4区分程度のグルーピングを行い、各々10%を上限とした引当率を適用する予定です。このグルーピングにおいては、債務者の財政状態、信用格付の状態等を勘案する予定です。引当率については、各グループ毎の過去の貸倒実績率（正常先・要注意先から破綻・実質破綻先への劣化のほか、破綻懸念先への劣化、債権売却損等も含む）に基づいて、貸倒リスクの程度に応じて債権の平均残存期間も勘案しつつ、将来の予想損失額を十分にカバーする水準といたします。

以上の引当のほかに、カントリーリスクに対する備えとして、特定海外債権引当勘定により引当金を計上いたします。また、アジア諸国向け債権（特定海外債権引当勘定の対象であるインドネシア向け債権を除く）につきましては、個々の国としては特定海外債権引当勘定を設定する程にカントリーリスクが顕在化してはいないものの、地域全体として相互に密接な繋がりがあり、リスクが連鎖的に拡大する懸念があることを勘案し、平成10年3月期に暫定的な措置として、一般貸倒引当金の中に同地域向けの蓋然的な引当金を設定いたしました。同地域については、現状、一時期に比べて小康状態を保ってはおりますが、依然として流動的な状況であります。今後の同地域の情勢変化に十分留意しつつ、必要と判断される場合には、この引当金を維持する方針です。こうした地域別のポートフォリオに潜在するリスクのほか、特定のポートフォリオにおける構造的環境悪化に起因する潜在的なリスクに対しても、その時々において必要に応じて暫定的な引当金の積増し措置を講じること等により、対応していく所存であります。

（図表13）

## ロ．全銀協統一開示基準

全銀協統一開示基準によるリスク管理債権の実績および平成11年3月末見込みにつきましては、図表14の通りであります。

#### a. リスク管理債権額

平成 11 年 3 月末におけるリスク管理債権残高は、1 兆 9,100 億円、前期末比 3,756 億円の増加とみておりますが、平成 11 年 3 月期より、以下にご説明いたします通り、会計処理方法を大きく変更する予定であるため、その変更が開示債権額に大きく影響することから過去の開示計数とは単純に比較することはできません。

まず、会計処理方法の変更の第一は、直接償却基準を変更することであります。従来、自己査定区分において無価値若しくは回収不能と認定した 分類額については、税法規定に基づいて無税償却適状となったものを直接償却し、それ以外は個別貸倒引当金を計上する方法を採っておりましたが、 分類額相当額を一律直接償却する方法に変更する予定です。この会計処理方法の変更に伴うリスク管理債権の減少影響額は 3,700 億円です。この影響を控除したベースでみると、リスク管理債権は前期比 7,456 億円と大幅に増加することになります。

会計処理方法の変更の第二は、未収利息計上基準の変更であります。従来は、税法規定に基づいて、債務者が法的破綻状態にあるか、若しくは 6 か月以上延滞しているといった外形的事実が発生している貸出金の未収利息を収益不計上扱いとする会計処理方法を採っていたため、リスク管理債権の開示上は、この税法規定に基づいて判定された未収利息不計上貸出金が、「破綻先債権」若しくは「延滞債権」として開示対象となっていました。

これに対し、平成 10 年 3 月期に導入された自己査定により「破綻先・実質破綻先」及び「破綻懸念先」と認定した債務者宛の貸出金については、元本及び利息の回収が困難であると自ら判断したものであるため、当該債務者に係る未収利息を資産計上し損益認識することは会計上合理的ではないとの判断から、平成 11 年 3 月期より従来の税法規定に基づく判定方法から一律未収利息不計上とする方法に変更する予定です。

従来、自己査定区分で「破綻先・実質破綻先」若しくは「破綻懸念先」に分類された債務者宛の貸出金であっても、税法規定上の未収利息不計上貸出金に該当しないものに

については、その他の開示対象項目である「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」のいずれにも該当しない場合には、リスク管理債権の開示対象とはなりませんでしたが、今回の会計処理方法の変更により、自己査定区分上「破綻先・実質破綻先」若しくは「破綻懸念先」に分類された債務者に係る貸出金は、全て未収利息不計上貸出金、すなわち開示項目でいう「破綻先債権」若しくは「延滞債権」として開示対象となります。この会計処理方法の変更に伴うリスク管理債権開示額の増加影響額は約5,000億円であります。

また、上述の会計処理方法の変更に伴って、従来、自己査定区分上「破綻懸念先」に分類された債務者に係る貸出金のうち、税法規定に基づく未収利息不計上貸出金には該当しないものの「3か月以上延滞債権」若しくは「貸出条件緩和債権」として開示対象となっていたものがありますが、これらについては今回の変更により、全て未収利息不計上貸出金となるため、開示項目としては「延滞債権」として開示されることとなります。この開示項目間のシフト影響額は約4,000億円であります。本年度末の「延滞債権」が前期比9,000億円強増加する見込みですが、これは上述の未収利息計上基準の見直しに伴う影響と、この「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」からのシフト影響が主要因となります。

以上のように平成11年3月期より、未収利息計上基準が自己査定区分とリンクすることになりますので、リスク管理債権のうち「破綻先債権」及び「延滞債権」は、自己査定区分の「破綻先・実質破綻先」及び「破綻懸念先」に分類された債務者に係る債権額とほぼ一致します。両者の違いは、前者が貸出金のみを対象としているのに対し、後者は貸出金を含む与信性資産全般を対象としている点のみとなります。また、図表13において新たに開示する債権についても、「破産更生等債権」及び「危険債権」は自己査定区分の「破綻先・実質破綻先」及び「破綻懸念先」に分類された債務者に係る債権額と一致し、また「要管理債権」はリスク管理債権の「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」と定義されていることから、リスク管理債権とほぼ一致することになります。

## b. 引当率

平成 11 年 3 月末におけるリスク管理債権に対する個別貸倒引当金の引当率については、35.6%となり、前期比 32%の低下となります。本年度末については、上述の通り、部分償却を 3,700 億円行う前提で考えておりますので、部分償却勘案前でみますと、46.1%、前期比 22%の低下となります。これは、上記記載の通り、会計処理方法の変更影響といった制度要因により開示債権が増加したことが大きく影響しております。また、個別貸倒引当金に一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を含めた貸倒引当金総額でみた引当率は 52.4%、部分償却勘案前で 60.1%と見込んでおります。

リスク管理債権の開示額には、回収可能額と回収懸念のある額が混在しておりますので、引当率では引当の充足度合いをみるうえで必ずしも十分とはいえません。そこで、平成 11 年 3 月末におけるリスク管理債権総額のうち、担保・保証及び個別貸倒引当金により保全されている額の比率（保全率）をみますと、カバー率は 75%程度であり、また、部分償却勘案前では 80%程度の水準となります。さらに、一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を加えますと、保全率は 90%を超える水準となりますので、引当の水準としては十分確保されていると考えております。

（図表 14）

## (5) 償却・引当方針

### イ. 従来償却・引当方針

#### a. 基本的考え方

償却・引当については、大蔵省金融検査部通達及び日本公認会計士協会実務指針に従って、半期毎に行う自己査定の結果に基づいて実施しております。債務者区分毎に行う

償却・引当の考え方は以下の通りです。

「正常先」「要注意先」：過去の貸倒実績等から算出される貸倒実績率を使用。

「破綻懸念先」：回収可能額を減算し、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を引当。

「実質破綻先」「破綻先」：回収不能額を全額償却・引当。

## b. 体制の強化

自己査定は営業店及び所管部が行い、その結果に対して、査定部署とは独立した部署である与信監査部が自己査定基準に沿った査定となっているかを検証するという、牽制機能が働く体制としています。

## c. 引当率の算定方法

### 「正常先」「要注意先」

各々の分類先の過去の貸倒損失の発生実績（過去3年間における貸倒償却及び旧債権償却特別勘定繰入額等を分子とし、その期間の期首における各分類先の債権額を分母として計算した割合）を基礎として算出した貸倒実績率を使用しています。平成10年9月期における貸倒実績率は、「正常先」が0.07%、「要注意先」が1.38%です。

### 「破綻懸念先」

「破綻懸念先」の分類額（債権額より回収可能見込額を控除した残額）に対して適用する引当率については、債務者の経営状態、延滞状況（6カ月を超える期間回収があるか否か）、債務超過状況（2期以上債務超過が連続しているか否か）等により、債務者の支払能力を総合的に判断して適用しています。引当率は20%、50%、75%、100%の4区分としていますが、原則として50%を適用しています。平成10年9月期における平均引当率は6割程度であります。

#### d. その他

##### 債権売却損失引当金の設定

共同債権買取機構宛に売却した不動産担保付債権については、担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要額を債権売却損失引当金として計上しています。必要額の算定に当たっては、担保価値の含み損率、将来発生する税金の軽減効果等を勘案しています。

##### カントリーリスクの評価と引当方針

海外の政治経済情勢等に起因して生じることが見込まれるカントリーリスクについて、特定海外債権引当勘定を計上しております。具体的には、行内カントリー格付で最低にランク（ランク）された国（インドネシア、アルジェリア、ロシア等14カ国）に対する債権を対象とし、米国の大手格付機関の国別格付に対応する累積デフォルト率に損失率を勘案したものを国別引当率として算出された額を引当計上しています。平成10年9月期における平均引当率は18.6%です。

この他、アジア諸国についても、平成10年3月期において、同地域の金融経済情勢の悪化を背景にして地域全体としてリスクが高まりつつあることに鑑み、保守的・予防的観点から一般貸倒引当金の上積みを行うことにより、潜在的なリスクに対する備えといたしました。このうちカントリーリスクが相対的に高いインドネシア向け債権に係る引当金を、平成10年9月期において、より恒久性のある特定海外債権引当勘定に振替えるとともに、残りの引当金についても残高を維持し同地域の情勢の変化をもう暫く注視することにしました。この引当金の算定方法としては、アジア地域向け債権のうち、特定海外債権引当勘定若しくは個別貸倒引当金で引当されていない債権について、特定海外債権引当勘定と同様のフォーミュラで算出される額を、正常先・要注意先宛の貸倒実績率に基づく一般貸倒引当金の計上に加えて、追加計上しております。平成10年9月期に

おけるこの追加計上による平均引当率は1.5%です。

## ロ．公的資金による株式等の引受等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

### a. 基本的考え方

従来の自己査定に基づく償却・引当に加えまして、「破綻懸念先」に対する引当率の引上げ、資産査定基準の見直しのほか、要注意先・正常先等における将来の資産劣化に対応する予防的引当として一般貸倒引当金の大幅積増しを実施することにより、財務上の手当を万全なものとし、後年度において生ずるクレジットコストを大幅に軽減する方針であります。

平成 11 年 3 月期における開示債権ごとの引当方針につきましては 65 頁以降に詳述いたしましたが、引当率の算定方法におきまして具体的に見直しましたポイントは次の 2 点であります。

### 要注意先に対する予防的引当の実施

要注意先債権に対する引当を強化する趣旨から、グルーピングによる引当を行う方針であります。具体的には、貸倒リスクの高低に応じて 5 区分程度のグルーピングを行い、高リスク区分には 15% 以上の水準を上限とした引当率を適用する予定であります。

このグルーピングにおきましては、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、要管理債務者）とそれ以外の債務者に区分し、さらに後者について債務者の財政状態、信用格付の状態等に応じて細分化いたします。

引当率につきましては、当該債権の過去の貸倒実績率（正常先・要注意先から破綻・実質破綻先への劣化のほか、破綻懸念先への劣化、債権売却損等も含む）に基づいて、各グループ毎の貸倒リスクの程度に応じて債権の平均残存期間等も勘案しつつ、将来の予想損失額を十分にカバーする水準といたします。要管理債務者宛債権額に対する引当率は 15% 以上とする予定であります。

なお、グルーピング及び各々の引当率設定の仕方につきましては、今後公認会計士と相談のうえ最終的に決定いたします。

#### **分類額に対する前倒し引当等の実施**

「破綻懸念先」の認定をより保守的に行うため、自己査定基準を一層厳格化し、将来の損失発生に対する備えを一段と充実させる方針であります。また、将来の経済状況等を勘案し、分類額に対して適用する引当率を、現行の6割程度の水準から70%以上の水準に上げる予定であります。

#### **b. 債権売却損失引当金の積増し**

債権売却損失引当金については、直近時価の下落による担保評価額の目減り、バルクセールによる債権売却に伴う損失等、今後の最終処理に伴い発生が想定される二次ロスを見積もり、その相当額について引当金の計上を前倒しで実施する予定であります。

#### **c. カントリーリスクの評価と引当方針**

海外の政治経済情勢等に起因して生じることが見込まれるカントリー・リスクにつきましては、アジア地域の情勢変化にも十分に留意しつつ、引続き特定海外債権引当金勘定等の計上により十分な対応を行う方針であります。

#### **d. 債権放棄に対する考え方**

債権放棄につきましては、法的破綻処理等との処理方法の違いによる経済合理性に基づくだけでなく、モラルハザードを回避する観点から、次の3つの要件を満たす場合に限定すべきもの、と考えております。

債権放棄による財務状況の改善により経営再建が実現する可能性が高く、弊行の残存債権の回収がより確実となると認められること。

利害の対立する複数の支援者間の合意により策定されるなど、合理的な再建計画に基づくこと。

③抜本的なリストラが行われる等、対象企業の経営責任が明確化され、債権放棄が社会通念上合理的であると認められること。

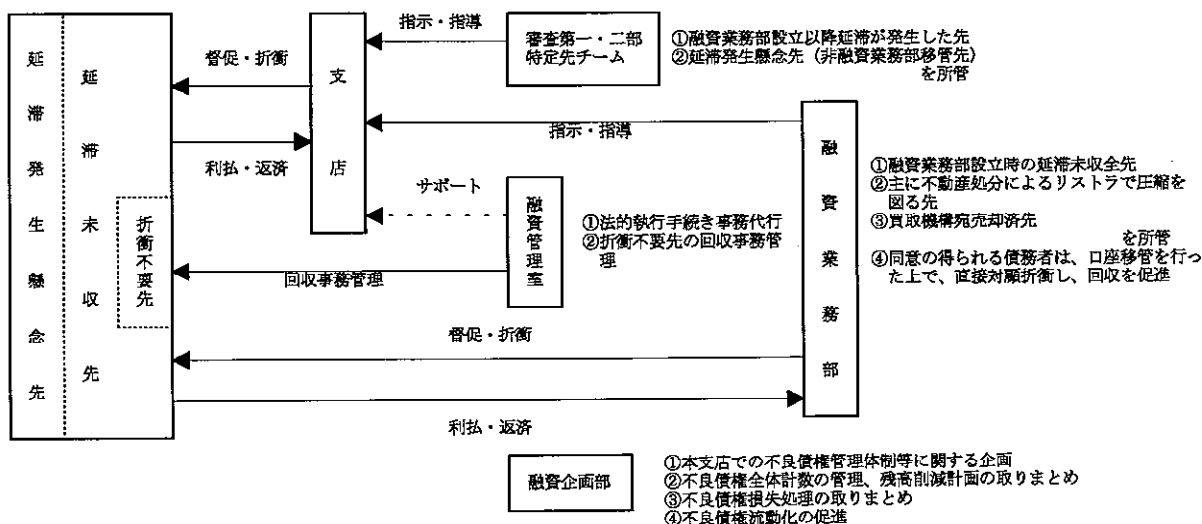
## ハ. 管理部等における管理・回収方策

### [融資業務部の設置]

弊行では、平成3年に不良債権を専門的に所管する審査部署として審査第四部を設置し、回収推進を図ってまいりました。さらに、平成9年10月、抜本的な処理促進を図るべく、審査第四部を発展的に解消して融資業務部を創設し、人員を約60名から約100名に増強する等、体制を一段と強化いたしました。

同部には、担保処分、キャッシュフローの捕捉といった一般回収を推進するスタッフの他、大口問題先について、不動産処分を中心とした再建計画の策定・実行を担う特定先チームを設けております。また法律・税務知識および回収実務に秀でたスペシャリストを多数配置しており、営業収入の捕捉、担保物件の任意処分・競売等、効果的・効率的な不良債権の管理・回収に努めております。必要に応じて弁護士、税理士等の外部スタッフの追加投入による機能強化も図っております。

また、運営面につきましても、融資業務部は東京では日比谷、新宿の2カ所、大阪は高麗橋の1カ所の集中部署を設置いたしまして、債務者の同意が得られる先につきましては自ら勘定を保有して対象債権を直接所管するほか、一般支店に勘定が残っている与信先についても直接対顧折衝を行う体制とし、一段と踏み込んだ対応を行っております。



## [不良債権の投資家宛売却の促進]

従来の不良債権処理は、貸倒引当金の計上による会計上の処理が中心でした。したがって、不良債権は依然として固定的な不稼働資産としてバランスシートに残ることになります。こうした不稼働資産が残っておりますと、引続き与信管理コストがかかるとともに、担保価値が下落すれば更なる追加損失が発生するリスクを負うこととなります。また、固定化されたままでは資金を有効活用することもできません。こうした意味で、回収・流動化による不良債権の本源的なオフバランス化が重要な課題となります。

弊行は、こうした不稼働資産の回収・流動化を積極的に促進するために、前述の通り不良債権回収業務を専門に担当する融資業務部を新設し、担保処分や回収の促進に手を尽くすとともに、担保処分が難しく回収に長時間を要する債権、あるいは担保価値が極めて低い債権については、早期の資金回収及び不稼働資産に係る与信管理コストの削減の観点から、外資系投資家宛の債権の一括売却（バルクセール）を積極的に進めてきております。また、過去に共同債権買取機構宛に売却した債権の最終処理を促進するためにも、こうしたバルクセールのスキームを積極的に利用する予定です。今年度はこうしたバルクセールによって、約4,500億円の債権売却を計画しております。

今後とも、投資家の開拓、売却スキームの多角化を図り、不良債権の実質的処理を積極的に進めてまいりの方針であります。

### <バルクセールの実績>

	売却対象債権額
平成9年度	1,346億円
平成10年度（計画）	4,500億円

## 二．行内企業格付ごとの償却・引当の目途

前述の通り、弊行の行内企業格付は、信用リスクに関する企業内容を客観的かつ段階的に表現したものであります。その認定にあたっては、当該企業の財務内容に加え、経営面、事業面等の定性要因等を勘案いたしますが、当該企業宛の与信状況や弊行の与信行動とは切り離して判断しております。その結果、企業格付による区分は、融資条件や資金使途、返済の履行状況、与信の返済期間、与信保全状況等を勘案する自己査定における債務者区分あるいは資産の分類結果と完全に整合するものではありません。

例えば、債務者区分で破綻懸念先、実質破綻先、破綻先となる企業の格付を見ると概ね企業格付D～Eとなっているなど、企業格付と債務者区分は一定の相関関係を示しておりますが、企業格付は個社別与信の採上げやプライシング基準にかかる方針決定において活用するにとどまり、償却・引当につきましては、自己査定結果に基づいて、損失発生の可能性という観点から一步踏み込んだ判断をいたしております。

なお、一般貸倒引当金の計上においては、自己査定による与信残高に対する貸倒実績に基づいて算定する一方、企業格付別の件別倒産確率に基づいて、別の角度からも検証していく方針であります。

弊行では、平成 11 年度より企業格付による評価をベースとして貸出件別毎にその与信条件を考慮しつつ、保証の有無、与信期間の長短、担保の有無や種類、その他資金使途等といった件別毎の条件を勘案した与信格付制度（ローングレーディング）を導入する予定です。これによっていわゆる信用格付と償却引当方針における整合性をより高めていく方針であります。

ちなみに、過去 1 年間における行内企業格付毎の倒産発生状況は図表 17 の通りであります。

（図表 17）

## (6) 含み損益の状況

弊行の保有する有価証券、不動産等の含み損益は図表 18 の通りであります。

(図表 18)

## (7) 金融派生商品等取引動向

オフバランス取引の契約金額、想定元本額、信用リスク相当額（与信相当額）は図表 19 の通りであります。

オフバランス取引における信用リスク相当額（与信相当額）とは、取引相手先の経営悪化等により、相手先が予定通り契約を履行出来なくなった際に、取引を市場で再構築するために必要なコストを指しています。

リスクアセット算出における信用リスク相当額の算出にあたっては、カレントエクスポージャー方式を全面的に採用いたしております。カレントエクスポージャー方式とは、マーク・トゥ・マーケット（MTM）方式で算出した現在価値に、将来の市場環境の変化等により発生する潜在的なリスク額を加えて信用リスク相当額といたしております。

因みに信用力別構成として、格付別にMTM残高に対して、信用コストおよびリスク量を試算した結果は（図表 20）の通りであります。

(図表 19)

(図表 20)

以上

・第1回優先株式の発行概要

1. 株式の名称	株式会社住友銀行第1回無額面優先株式
2. 発行株式数	67,000,000株
3. 発行価額	1株につき3,000円
4. 発行価額の総額	201,000,000,000円
5. 発行価額中資本 に組入れない額	1株につき1,500円
6. 発行方法	株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。
7. 募集を行う地域	募集は行われない。
8. 申込期日	平成11年3月30日(火曜日)
9. 払込期日	平成11年3月30日(火曜日)
10. 発行年月日	平成11年3月31日(水曜日)
11. 配当起算日	平成11年3月31日(水曜日)
12. 優先利益配当金	優先株主に対しては、優先利益配当金を支払うものとし、その内容については以下の通りである。
(1)優先利益配当金	1株につき10円50銭。ただし、平成11年3月31日を基準日として支払う優先利益配当金は、1株につき3銭とする。
(2)非累積条項	ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
(3)非参加条項	優先株主に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。
13. 優先中間配当金	1株につき5円25銭。
14. 残余財産の分配	残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。 優先株主に対しては、上記3,000円の外、残余財産の分配は行わない。
15. 消却	当行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することが出来る。
16. 議決権	優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## 17. 新株引受権等

当行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当行は、優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

## 18. 普通株式への転換

優先株主は、優先株式の普通株式への転換を請求できる。

### (1) 転換を請求し得べき期間

平成14年5月1日から平成21年2月26日までとする。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### (2) 転換の条件

#### 当初転換価額

当初転換価額は、1,400円とする。

#### 転換価額の修正

転換価額は、平成14年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日（以下「修正日」という）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に修正される。

修正後転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が980円（ただし、下記により調整される）または当行の普通株式の額面金額の2倍相当額のいずれか高い金額（以下「下限転換価額」という）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は に準じて調整される。

#### 転換価額の調整

- a 本優先株式発行後、次の(i)から(iii)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式（以下「転換価額調整式」という）により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記の算式により算出される調整後転換価額が当行の普通株式の額面金額の2倍相当額を下回る場合には、その額をもって調整後転換価額とする。

- (i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日、株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは証券の発行日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株引受権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

b 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には上記 a に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

c 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日（ただし、上記 a (ii) ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記 a により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記 a に準じて調整される。

d 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

e 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

(i) 株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

(ii) その他の場合には、調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日

転換により発行すべき普通株式数

転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額

転換により発行すべき普通株式数＝

転換価額

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

転換により発行する株式の内容

当行額面普通株式（現在1株の額面金額50円）

転換請求受付場所

大阪市中央区北浜4丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および優先株式の株券が上記の転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(3) 優先株式の一斉転換

転換請求期間中に転換の請求がなされなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉転換日という）をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が普通株式の額面金額または500円（1単位の株式のみなし併合が行われたときは、500円にみなし併合前の1単位の株式の数を乗じた額とする）のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

前項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(4) 優先株式の転換と配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 上記各条項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以 上

## 第2回優先株式の発行概要

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 株式の名称              | 株式会社住友銀行第2回無額面優先株式   |
| 2. 発行株式数              | 100,000,000株   |
| 3. 発行価額               | 1株につき3,000円  |
| 4. 発行価額の総額            | 300,000,000,000円   |
| 5. 発行価額中資本<br>に組入れない額 | 1株につき1,500円  |
| 6. 発行方法               | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。  |
| 7. 募集を行う地域            | 募集は行われない。  |
| 8. 申込期日               | 平成11年3月30日(火曜日)  |
| 9. 払込期日               | 平成11年3月30日(火曜日)  |
| 10. 発行年月日             | 平成11年3月31日(水曜日)  |
| 11. 配当起算日             | 平成11年3月31日(水曜日)  |
| 12. 優先利益配当金           | 優先株主に対しては、優先利益配当金を支払うものとし、その内容については以下の通りである。   |
| (1)優先利益配当金            | 1株につき28円50銭。ただし、平成11年3月31日を基準日として支払う優先利益配当金は、1株につき8銭とする。                                 |
| (2)非累積条項              | ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。                       |
| (3)非参加条項              | 優先株主に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。   |
| 13. 優先中間配当金           | 1株につき14円25銭。   |
| 14. 残余財産の分配           | 残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。<br>優先株主に対しては、上記3,000円の外、残余財産の分配は行わない。 |
| 15. 消却                | 当行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することが出来る。                                  |
| 16. 議決権               | 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。   |

## 17. 新株引受権等

当行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当行は、優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

## 18. 普通株式への転換

優先株主は、優先株式の普通株式への転換を請求できる。

### (1) 転換を請求し得べき期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日までとする。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### (2) 転換の条件

#### 当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。当初転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該価額が980円（ただし、下記により調整される）または当行の普通株式の額面金額の2倍相当額を下回る場合には、そのいずれか高い金額をもって当初転換価額とする。

#### 転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日（以下「修正日」という）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に修正される。

修正後転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が980円（ただし、下記により調整される）または当行の普通株式の額面金額の2倍相当額のいずれか高い金額（以下「下限転換価額」という）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は に準じて調整される。

#### 転換価額の調整

- a 本優先株式発行後、次の(i)から(iii)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式（以下「転換価額調整式」という）により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記の算式により算出される調整後転換価額が当行の普通株式の額面金額の2倍相当額を下回る場合には、その額をもって調整後転換価額とする。

- (i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合  
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
  - (ii) 株式分割により普通株式を発行する場合  
株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日、株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。  
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
  - (iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券または新株引受権を行使できる証券を発行する場合  
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは証券の発行日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株引受権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- b 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には上記 a に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- c 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日（ただし、上記 a (ii) ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記 a により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記 a に準じて調整される。
- d 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- e 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。
- (i) 株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
  - (ii) その他の場合には、調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日

転換により発行すべき普通株式数  
転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

転換により発行する株式の内容

当行額面普通株式（現在1株の額面金額50円）

転換請求受付場所

大阪府中央区北浜4丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および優先株式の株券が上記の転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(3) 優先株式の  
一斉転換

転換請求期間中に転換の請求がなされなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉転換日という）をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が普通株式の額面金額または500円（1単位の株式のみなし併合が行われたときは、500円にみなし併合前の1単位の株式の数を乗じた額とする）のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

前項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(4) 優先株式の転換  
と配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 上記各条項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以 上